

○押収盗品の還付要綱の制定とこれが運用について（概要）

（昭和41年福警捜三内訓第1号ほか）

財産犯罪の捜査は、犯人を早期に検挙するとともに、被害品の早期回復を図り、被害者保護の適正を図ることにある。

この内訓は、警察によって押収した盗品について、刑事訴訟法、民法等の法律の趣旨に従い、還付の方針、還付先の基準、還付手続等についての留意事項等を定めたものである。